

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>熊谷小川秩父線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父市定峰字久保田五九四番二地先 から同市定峰字久保田五九四番二地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和五年三月二十八日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六七・二五メートル</p>	<p>備考</p>